

# オンライン資格確認等システムにおける 顔認証付きカードリーダーにかかる認証について

厚生労働省保険局

## 改定履歴

| 版数  | 改定年月日           | 該当箇所      | 内容   |
|-----|-----------------|-----------|------|
| 1.0 | 令和 7 年 2 月 17 日 | <u>初版</u> | 初版作成 |

## 目次

|                               |   |
|-------------------------------|---|
| 1. 背景及び目的.....                | 4 |
| 2. 顔認証付きカードリーダーとは.....        | 6 |
| 3. 顔認証付きカードリーダーに係る認証の概要 ..... | 7 |
| 3.1 認証の必要性について .....          | 7 |
| 3.2 認証を受けるまでの流れ.....          | 7 |
| 3.3 認証を受けた顔認証付きカードリーダー .....  | 8 |
| 3.4 各審査の詳細 .....              | 8 |
| 4. 留意事項.....                  | 9 |

## 1. 背景及び目的

「オンライン資格確認」は、オンラインで資格を確認することにより、医療機関・薬局の窓口で、直ちに資格確認ができるようになり、失効した資格情報による過誤請求の減少が期待できるものです。また、マイナンバーカードに搭載されている利用者証明用電子証明書を活用することで、医療機関・薬局において診療時における被保険者の確実な本人確認が可能になります。

さらに、オンライン資格確認等システムを通じて、患者本人の同意の下、医療機関においては服薬履歴や特定健診情報の閲覧が、薬局においては服薬履歴の閲覧が可能になります。

これらは既に令和 3 年 10 月より導入が開始されておりますが、マイナンバーカードの機能がスマートフォンに搭載されることや、今後、現行の顔認証付きカードリーダーの保守期限が終了する医療機関・薬局が出始めることを踏まえ、次期顔認証付きカードリーダーにかかる認証について示したものが本書となります。

## 文書一覧

| 文書名                                        |                                | 概要                                                              |
|--------------------------------------------|--------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 本書                                         |                                | オンライン資格確認等システムにおける顔認証付きカードリーダーにかかる認証について                        |
| 次期顔認証付きカードリーダーにおいて満たすべき要件                  | 本紙                             | 医療機関等で用いる顔認証付きカードリーダーにおける満たすべき要件を示したもの。                         |
|                                            | 別紙（画面遷移）                       | 医療機関等で用いる顔認証付きカードリーダーにおける標準的な画面遷移を示したもの。<br>（外部インターフェイスとともに手交。） |
|                                            | 補足資料（DLL方式全体概要図）               | DDL方式を含む顔認証付きカードリーダーとオンライン資格確認等システムの構成を示したもの。                   |
| 顔認証付きカードリーダーにおける満たすべき要件に係る評価基準             |                                | 医療機関等で用いる顔認証付きカードリーダーとしての認証に係る評価基準を示したもの。                       |
| 資格確認端末における満たすべき要件                          |                                | 医療機関等で用いる資格確認端末における満たすべき要件を示したもの。                               |
| 資格確認端末一体型顔認証付きカードリーダーにおける資格確認端末において満たすべき要件 |                                | 資格確認端末と顔認証付きカードリーダーを一体化させた筐体における資格確認端末における満たすべき要件を示したもの。        |
| 顔認証付きカードリーダー関連スケジュール                       |                                | 顔認証付きカードリーダー関連のスケジュールを示したもの。                                    |
| 部品等の事前確認の申請について                            | 顔認証付きカードリーダーに係る部品等の事前確認の申請について | 部品等の事前確認申請に係る概要、提出すべき書類、提出方法等を示したもの。                            |
|                                            | 事前確認申請書                        | 部品等の事前確認申請に係る申請書の様式。                                            |
|                                            | パーツ・ソフトウェア一覧                   | 部品等の事前確認申請に係るパーツ・ソフトウェア一覧の様式。                                   |

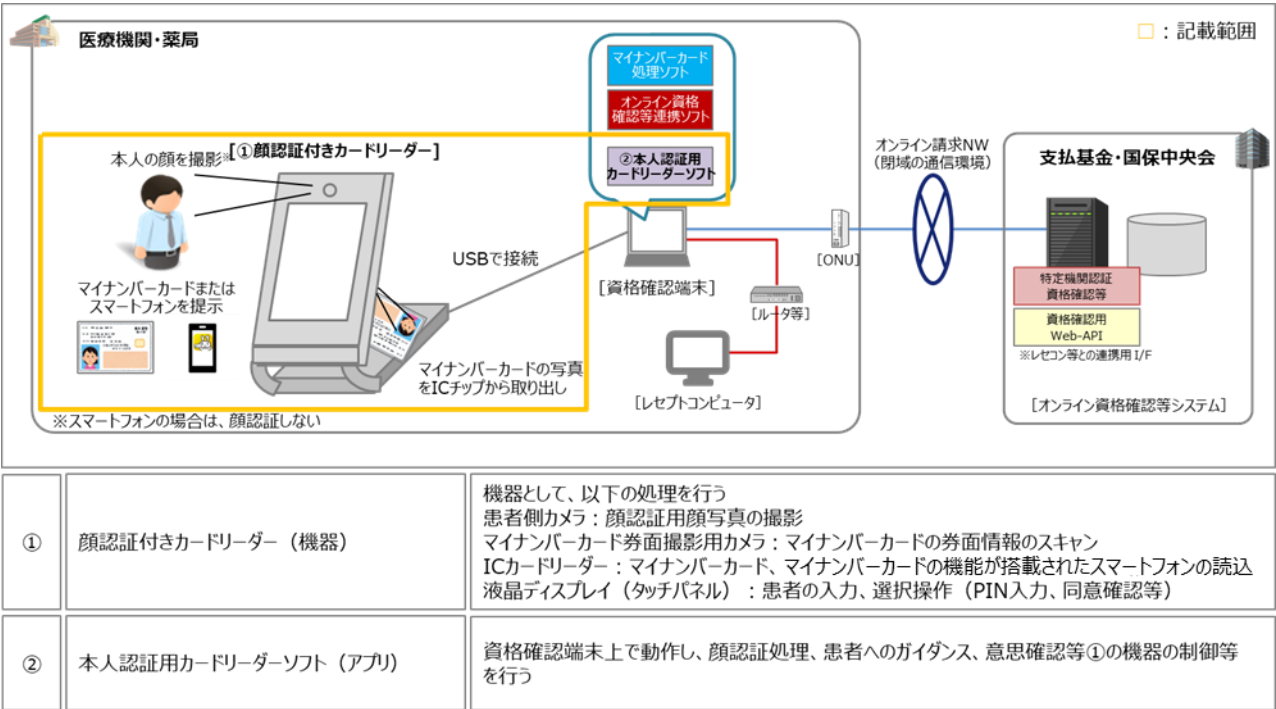
2. 顔認証付きカードリーダーとは

医療機関・薬局に導入するオンライン資格確認システムでは、顔認証付きカードリーダーの利用が可能です。顔認証付きカードリーダーによって、マイナンバーカードを用いた厳格な本人確認（※）を行うことが可能となり、窓口職員による確認の手間が減り、事務の効率化が期待されます。また、薬剤情報や特定健診情報を医療機関等が閲覧する際の患者の同意取得を、ディスプレイ上で案内することにより、スムーズかつ確実に行うことが可能となります。

オンライン資格確認等システムで使用することができる顔認証付きカードリーダーは、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）の認証を受ける必要があります。

顔認証付きカードリーダーの構成イメージは、以下の通りです。マイナンバーカードの券面情報（照合番号 B を用いる）を読み取り、マイナンバーカードの顔写真データを IC チップから取り出し、撮影した本人の顔写真と照合を行います。詳細な要件は、「顔認証付きカードリーダーにおける満たすべき要件」などに示します。

顔認証付きカードリーダーの構成イメージ



（※）マイナンバーカードに搭載されている利用者証明用電子証明書を利用するには、

- ① 4桁の暗証番号（PIN）を入力する方法
  - ② マイナンバーカードに表示及び記録された顔写真を用いる方法
- のいずれかにより、本人確認を行うことが必要となります。

### 3. 顔認証付きカードリーダーに係る認証の概要

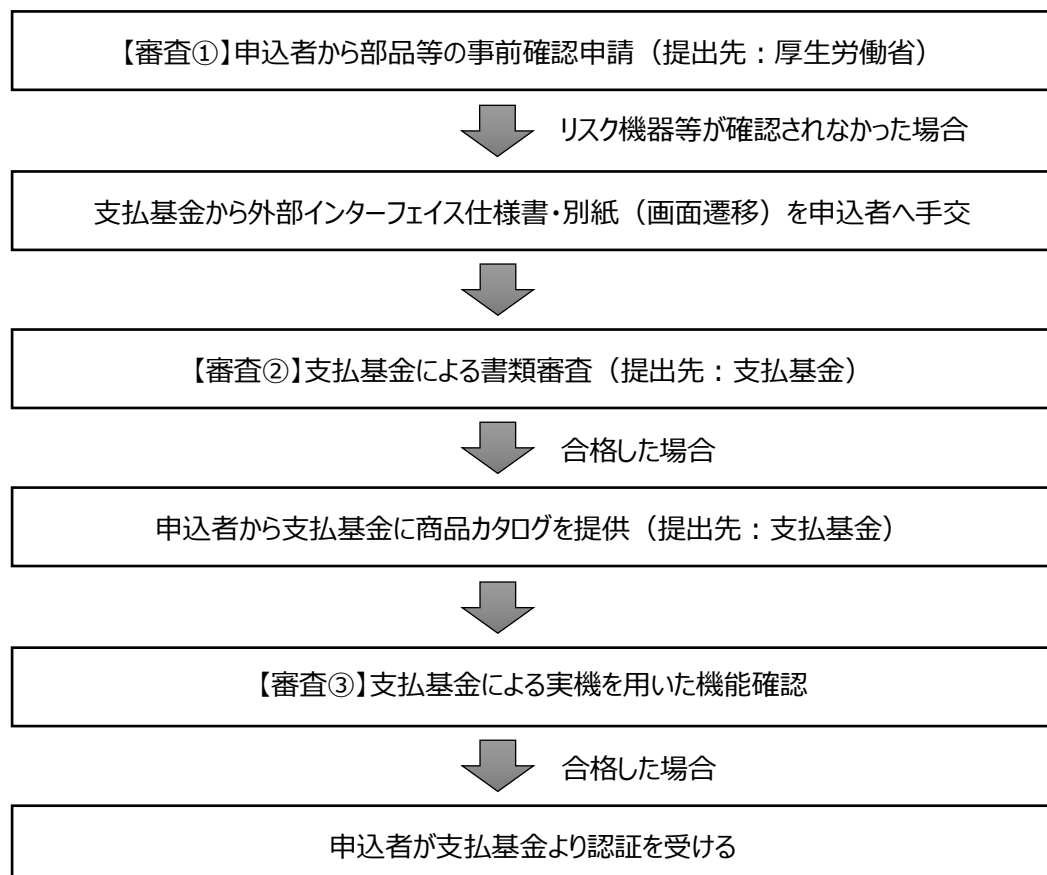
#### 3.1 認証の必要性について

オンライン資格確認等システムで使用する顔認証付きカードリーダーは、マイナンバーカードによる厳格な本人確認のほか、薬剤情報や診療情報、特定健診等情報を医療機関等が閲覧する際の患者の同意取得をディスプレイ上で案内する機能を備えています。オンライン資格確認をスムーズに実施する上で必要な機器であり、また、薬剤情報等の機微な情報に関する同意を取扱うものであることから、サプライチェーン・リスクに対応するなど、セキュリティ対策や保守体制に関する一定の基準を満たしていることが求められます。

このため、オンライン資格確認等システムで使用する顔認証付きカードリーダーについては、支払基金の認証を受けることが必要となります。

#### 3.2 認証を受けるまでの流れ

支払基金の認証を受けるまでの流れは以下の通りです。なお、各審査の詳細については、「3.4 各審査の詳細」を参照してください。



※ 顔認証付きカードリーダーの認証に係る各手続きについては、随時受付を行っております。

### 3.3 認証を受けた顔認証付きカードリーダー

支払基金の認証を受けた顔認証付きカードリーダーについては、医療機関等向け総合ポータルサイト等において、オンライン資格確認で利用できる顔認証付きカードリーダーとして掲載します。

### 3.4 各審査の詳細

#### 3.4.1 部品等の事前確認申請

「IT 調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続きに関する申合せ」（平成 30 年 12 月 10 日関係省庁申合せ、令和 5 年 4 月 1 日一部改正）に準じて、サプライチェーン・リスクに対応するなど、政府の重要業務に係る情報システム・機器等におけるサイバーセキュリティ上の深刻な悪影響を軽減するため、顔認証付きカードリーダーに係る部品等について、厚生労働省及び支払基金において、事前確認を実施します。

提出すべき書類及び提出方法は、「顔認証付きカードリーダーに係る部品等の事前確認の申請について」にて示します。

#### 3.4.2 書類審査

部品等の事前確認申請通過後、顔認証付きカードリーダーにおいて満たすべき要件及び外部インターフェイス仕様書（部品等の事前確認申請を通過した事業者へ支払基金より個別に提供するもの。）を踏まえて開発する顔認証付きカードリーダーの設計内容を確認するため、支払基金において、技術説明書等の書類審査を実施します。技術説明書は、基本設計相当の内容を記載し、提示してください。また、「顔認証付きカードリーダーにおける満たすべき要件に係る評価基準」ごとに記載してください。

提出すべき書類及び提出方法は、「顔認証付きカードリーダーに関する書類審査」にて示します。

#### 3.4.3 実機を用いた機能確認

審査書類提出後、医療機関等で用いる顔認証付きカードリーダーとして認証する上で性能が満たされていることを確認するため、支払基金において、実機を用いた機能確認を実施します。本実機を用いた機能確認を合格することにより、支払基金が認証する顔認証付きカードリーダーとします。

提出物及び提出方法は、「顔認証付きカードリーダーに関する実機を用いた機能確認」にて示します。

#### 4. 留意事項

- 文書一覧等に示す情報は、今後、更新される可能性があります。更新された場合、随時周知を行うものとします。
- 書類審査等におけるマイナンバーカードを用いた検証（品質検査含む）について、顔認証に係る検証においては、各申請者にて実際のマイナンバーカードを準備いただき、実施ください。暗証番号入力に係る検証においては、支払基金よりテストカード（券面印刷されていないもの）を貸出可能です。テストカードの利用を希望する場合、支払基金へご連絡ください。また今後発行が予定されている次期マイナンバーカード、在留カードと一体化したマイナンバーカード等についても準備を予定しておりますが、詳細は別途お知らせいたします。

以上